

# 平成 18 年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果



環境省は平成 18 年度に地方公共団体が実施した有害汚染物質の大気モニタリング調査結果を環境省の調査と併せ、平成 19 年 11 月 30 日にとりまとめ、公表しました。

調査は、①環境基準が設定されている物質(4 物質)、②環境中の有害大気汚染物質による健康リスク低減を図るための指針となる数値(指針値)が設定されている物質(7 物質)、③環境基準等が設定されていないその他の有害大気汚染物質(8 物質)の計 19 物質を対象として実施しています。

## 調査結果

### ①環境基準が設定されている物質(4 物質)

物質名	地点数	環境基準 超過割合	平均値	濃度範囲
ベンゼン	451	2.9[3.9]%	1.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.40~4.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
トリクロロエチレン	397	0[0]%	0.90 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0045~13 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
テトラクロロエチレン	399	0[0]%	0.31 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0075~6.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
ジクロロメタン	388	0.3[0]%	2.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.18~180 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

注:環境基準超過割合の[ ]は平成 17 年度の数値。

ベンゼンは 13 地点(前年度:18 地点)、ジクロロメタンは 1 地点(前年度:0 地点)で環境基準を超過していましたが、その他の 2 物質は、全ての地点で基準値を満たしていました。

### ②環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が設定されている物質(7 物質)

ニッケル化合物は 5 地点(前年度:3 地点)、1,2-ジクロロエタンは 2 地点(昨年度:指針値未設定)で指針値を超過していましたが、その他の 5 物質は全ての地点で指針値を満たしていました。

### ③環境基準等が設定されていないその他の有害大気汚染物質(8 物質)

大気環境中の濃度は、全体的に概ね横ばいとなっていました。

### ④今後の対応

環境省は、今後とも PRTR データ及び有害大気汚染物質モニタリング結果等により、排出量や大気環境濃度等を継続的に検証・評価し、地方公共団体との連携のもと、有害大気汚染物質対策を推進していくとしています。

当社では大気汚染防止法、労働安全衛生法、埼玉県生活環境保全条例などに基づく気体の分析も行っております。お気軽にお問合せ下さい。

資料 2007 年 11 月 30 日付 環境省報道発表資料

EIC ネット

クロマト分析箇所 会田祐司